

岡山県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

- この要綱は、永年にわたってスポーツ少年団の発展に寄与し、特にその功績が顕著な指導者及び団体を顕彰するために必要な事項を定める。

(顕彰の基準)

- この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。
 - 当該年度の登録指導者で、多年にわたり団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者に感謝状を贈呈する。
 - スポーツ少年団の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった功労者に対し、表彰状を授与する。
 - スポーツ少年団の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団に対し、表彰状を授与する。

(候補者の推薦)

- 次の各号に掲げる者が推薦できるものとする。推薦にあたっては、様式1から様式4の推薦書を提出する。
 - 市町村スポーツ少年団にあっては、2の(1)、(2)及び(3)を推薦できるものとする。
 - 県スポーツ少年団にあっては、2の(2)を推薦できるものとする。

(審査及び決定)

- この顕彰は、次により審査及び決定を行う。
 - 感謝状贈呈及び功労者、市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団の表彰については、選考委員会において審査・決定する。

(表彰形式)

- 顕彰は、感謝状または表彰状により行う。ただし、いずれも記念品を付与することができます。
 - 顕彰は毎年1回行うことを原則とする。
 - 指導者歴年数は、5月31日現在をもって決定する。

(その他)

- この要綱に定めるほか、顕彰の実施に必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、昭和58年4月26日から施行する。
- この要綱は、昭和60年12月18日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年5月21日から施行する。
- この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。